

## 昭和二十年八月より昭和二十一年十二月に至る我国経済事情

【日本銀行特別経済月報は昭和二十二年一月以降作成されており、同二十一年十二月以前のものはない。しかし、昭和二十三年五月日本銀行調査局において昭和二十二年中の各特別経済月報をとりまとめて冊子を作成した際に、終戦時以降昭和二十一年十二月までを対象として右表題の資料を作成しており、その内容は同二十二年一月以降の特別経済月報に接続するので、ここに特に掲載することとした。】

一、概況	二、産業	三、電力・輸送
四、食糧	五、貿易	六、財政
七、金融	八、通貨	九、物価

### 一、概況

(1) 昭和二十年八月—十一月

マリアナ喪失以来連合軍の進攻は頓にその度を加え、我本土に対する空襲の激化と海上輸送力の低下により軍需生産は急速に減退を来し長期の抗戦継続は春頃より殆んど絶望的状况に陥りたるのみならず、八月に入るや六日原子爆弾広島に投下せられ、更に八日に至りては突如ソ連の宣戦布告あり、我国は一億玉砕か終戦かの重大岐路に立つに至つたが、十四日ポツダム宣言受諾の大詔発せられ、茲に四年に亘る太平洋戦争は漸く終結するに到つた。而して鈴木内閣総辞職の跡を受け十七日成立せる東久邇宮内閣はポツダム宣言降伏条項の趣旨に沿い、

昭和二十年八月より昭和二十一年十二月に至る我国経済事情

陸海軍の復員を首め戦争継続を前提とする諸般の体制を廃止し民主主義化の第一歩を進めたが二ヶ月に満たずして退陣し、十月九日新たに幣原内閣の成立を見、憲法改正其他各般の民主主義的施策の実現に努むることとなつた。

尚八月末以来マッカーサー元帥を最高司令官とする連合軍は続々として本土に進駐を開始し、全国主要都市、港湾飛行場を占領すると共に、政治、経済、教育等各般に亘り指令を発し、ポツダム宣言実施を促進する事となつたが、我政府も九月二十日緊急勅令を以て「ポツダム宣言受諾に伴ひ発スル命令ニ関スル件」を制定し、右指令実行に必要な限りに於て命令を以て既存法令の改廃新規法令の制定をなし得る事とした。

此の如き情勢の激変に伴い財界に於ても軍需生産の停止旁々戦時諸統制の撤廃が断行せらるゝと共に、財閥解体農地制度の改革労働組合の公認等著しき民主主義的傾向を進めつゝあるが、賠償問題未決定、政府の補償方針等不明確により民需平和産業に対する積極的転換も行われず、加之領土の喪失、貿易の停止により食糧の絶対量不足は如何ともなし難く、かくて復員並に軍需産業よりの解雇により発生せる老なる失業労働者の大群は深刻なる生活苦に直面しつゝある。一方金融界に於ては大詔発当日より軍復員契約打切りに伴う臨時軍事費関係政府資金の撤布並に不安人気横溢に基づく預貯金引出を反映して、本行貸出の大膨脹、銀行券の記録的増発となり、十月に至り漸く落着きを示したものの、財産税断行既発銀行券の新券引換問題の論議せらるゝに及び再び顕著なる増発傾向を示し、十一月末に於ける銀行券発行高は四百七十七億円と本行史上空前の記録を示顯し、かくて食糧品価格を中核とする物価は著しき昂騰気配を示しつゝある。

惟うに太平洋戦争を通じて我国経済の最大負担たりし臨時軍事費の支払は一応終止するに至りたるも、尚過去に累積せられたるインフレーションの要因は一千七百億円に上る預貯金として待機しつゝあり、加之財政支出の前途は賠償支払、在外財産軍需会社保険会社に対する補償、円系通貨の処理、外地残留邦人の生活費、引揚援護費、終戦処理費等不可避の項目紛からず、破綻の恐れなきに非ざるも、財産税を首め各般の増税等を総合的に実施するに於ては必ずしも収支の均衡は夢想に非ざるべく、今や財政の均衡確保は実体面に於ける食糧需給の調整と相

俟ち我國經濟の運命を決するものとして各方面注視の的となりつゝあるかの如くに窺われる。

### (2) 昭和二十年十二月

終戦後既に五閱月、連合軍最高司令部の指令に基き、我國の政治經濟文化の各部門は劇期的變革を蒙つたが、本月に入り国家神道禁止、財閥關係会社の資産処分制限、農地制度改革に関する指令等相次いで発令せられ、国内の民主的体制は急速なる進展を示すに至つた。此の間第八十九回帝國議會に於ては、衆議院議員選挙法中改正、農地調整法中改正、労働組合法の三大法律を略々政府原案通り可決し、ポツダム宣言履行の忠実なる意志を表明したが、十八日衆議院解散の詔書發せられ、憲法改正其他の重要案件の審議は擧げて新たな議會に委ぬる事となつた。

### (3) 昭和二十一年一月—三月

新年年頭國運振興の詔書發せられ官民擧げて平和主義に徹し民生の向上に努むべき大方針の宣明を見たが、三月六日内閣より公表せられた憲法改正草案要綱も此の線に沿ひ天皇の地位を國民の總意に基く日本國及其の國民統合の象徴なりとして主權在民の原則を確立すると共に、特に戦争の抛棄なる項目を設け紛争解決の具として戦争及武力の行使を永久に抛棄する趣旨を明かにした。此の間連合軍最高司令部は一月四日付右翼的団体結社の解散、好ましからざる軍國主義的人員の公職よりの解任罷免の指令を始めとして、同月二十二日には極東國際軍事法廷開設命令により戦争犯罪容疑者を峻厳に審判すべき旨指令し、着々民主化の実現に努むると共に、一月二十日付を以て約四百に上る航空機工場陸海軍工廠を賠償充當の爲め司令部に接收さるべき旨指令し、更に同月二十四日には政府借入金支出削減に関する指令、同月三十日には預金部簡易保險の投資貸付禁止に関する指令を相次ぎ發した。

一方政府に於ても右指令に基き国内法令を制定すると共に、爆發寸前に迫れるインフレーション防止の目的を以て一月十一日財産税、個人財産増加税、法人戦時利得税法を公表したが、新券引換の關係上調査期日を將來の特定日となした結果は生活費昂騰と相俟つて滔々たる預金引出を惹起し、日本銀行券發行高は

一月末五百八十五億円を示し、二月に入るや竟に六百億円の関門を突破するに至つた。茲に於て在來預金引出【原本のまま、「引出制限」の誤りか】は絶対行わざる方針を堅持し來たれる政府も竟に之を黙過するを得ず、極秘裡に新券印刷に代えて証紙の印刷に着手、その準備も略々整いたる二月十六日午後緊急勅令を以て金融緊急措置令、日本銀行券預入令、臨時財産調査令を公布即日施行【原本のまま、發表は十六日であるが、公布および施行は十七日】し、尚之が効果的運営を期する目的を以て食糧緊急措置令、隱匿物資等緊急措置令を公布施行し、更に戦後物価対策基本要綱、緊急就業対策要綱をも發表し金融非常措置がインフレーション防止の綜合対策の一環たることを示した。此の如き我國金融經濟史上劇期的措置を實行したる結果日本銀行券は二月十八日の六百十八億円を峠として十九日以降収縮に転じ三月十二日百五十二億円に減じた。

然し乍ら非常措置実施後に於ける物価は必ずしも予期せられたる程度の下落を示さず、殊に生活必需品の価格並に配給統制の再開に伴ひ此等物資は急激に市場より消滅し、此の爲め一般の生活費支払の爲めの預金引出は金融緊急措置令の限度一杯迄行われ、かくて三月十三日以降日本銀行券は再び膨脹に転じ、三月末には二百三十三億円に達した。茲に於て非常措置実施後未だ幾何ならずして早くも強化の必要に迫られ、三月二十一日金融機關の融資限度を二十日現在に釘付ける事とし、更に月末金融緊急措置令の定むる預金引出限度の縮減等を四月一日以降実施する旨發表するの止むなきに至つた。

### (4) 昭和二十一年四月—六月

四月十日実施せられたる總選挙の結果自由党は第一党となり進歩、社会の兩党が之に次ぐ成績を示したが、何れも過半数を占むるに至らず、此の爲め二十二日總辭職せる幣原内閣の後継は遅々として決せず、紆余曲折を経たる後翌五月二十二日漸く自由、進歩兩党連繫による吉田内閣の成立を見た。然し乍ら一ヶ月に亘り政局混迷を來たせる事實は生産停滯、食糧供出不振を一層深刻化し、京浜地区に於ては四月末より慢性的欠配続出、各種のデモ横行を極め社会秩序の維持も保し難きに至つた。かくて五月二十日連合軍最高司令部の大衆デモ社会秩序保持に関する二大声明の發表となつたが、之により無秩序なるデモは止みたるも食糧危

機そのものは解消せず、此の状態にして継続せんか、日本経済の崩壊は不可避なりと憂慮せられる。

一方金融界の実情を窺うに、上述危機を反映して封鎖預金は限度一杯迄引出され、しかも新円預金の吸収は殆んど行われず、此の爲め四月一日金融非常措置の第一次強化断行せられたるにも拘らず、日本銀行券は四月中九十三億円、五月中八十二億円、六月中六十四億円の各増発を示し、六月末には四百二十七億円に達した。

#### (5) 昭和二十一年七月—九月

六月下旬より開会中の第九十回帝国議会は、帝国憲法改正案を首め、本年度一般会計改定予算案、補償打切に伴う諸法律案、財産税法案等幾多重要法律案審議を続行中なるも、何れも未曾有の変革を伴う関係上、既に会期の延長三回に及びたるも、審議終了せざる有様であつた。此の間生産の停滞、ストックの消耗は顕著なる事実となり、殊に食糧の絶対量不足は大都市に於ける慢性的遅配欠配を惹起し、相次ぐ公定価格の引上と相俟つて、生計費は著しく膨脹し、新物価体系は設定後半年に満たずして早くも破綻を曝露するに至つた。

一方財政支出は一般会計改定予算に見受けらるゝ如く実質的に巨額の赤字を来たし、預金引出と共に通貨増発の根源をなしている。即ち日本銀行券発行高は、七月中七十億円、八月中七十八億円、九月中六十九億円の各増発を示し、九月末には六百四十四億円と金融緊急措置実施当時の最高発行高を上廻るに至つた。

茲に於て政府も懸案の軍需補償其他各種の補償打切り並に之に伴う擬制資本処理断行の方針を定め、八月十一日先づ金融緊急措置令施行規則の改正を行い、封鎖預金を第一、第二に両分すると共に、同月十五日金融機関並に会社の各経理応急措置法を制定し、補償の打切りにより打撃を蒙るべき会社並に金融機関の資産負債を不取敢新旧両勘定に分離する事としたが、九月下旬に至り戦時補償特別措置法金融機関並に企業各再建整備法の三法律案の議会提出を見るに及んで、戦時補償の実質上の打切り並に之により生ずる企業並に金融機関の特別損失の補填方法が明確となつた。

#### (6) 昭和二十一年十月—十二月

十一月三日測期的新憲法の公布あり、民主主義日本の方途は茲に確定するに至

昭和二十年八月より昭和二十一年十二月に至る我国経済事情

つたが、更に二十一日経済言論界に対する公職追放令適用の発表あり、我国財界主脳陣は多大の変革を受ける事となつた。此の間財政面に於ては、終戦処理費の増嵩を主因として、早くも追加予算提出の余儀なきに至り、十一月二十五日より開会せられたる第九十一回臨時議会に於て可決せられたる追加予算の赤字は、一般会計九十三億円、特別会計四十二億円に達し、之に前議会迄の赤字二百七十四億円を加算する時は二十一年度財政赤字は実に総計四百一十一億円に達する。

加之市中金融機関の貸出も累増の一途を辿り、形勢洵に憂慮に耐えざるものありたるにより本行に於ては政府、議会と一体となり、一大救国貯蓄運動を展開し、預金不安を一掃して貯蓄の増強を計ることとなつた。然し現在程度の自由預金の増加を以てしては到底巨額の財政赤字、産業資金のすべてを賄い得べくもない。

他方終戦以来まがりなりにも漸増傾向を示せる生産も十月以降急に頭打ち状態となり、更にストックも漸く枯渇し来たれる爲め、今や経済全般は著しく危機の様相を露呈しつつある。かくて今春以来横這い状態を続け来りたる閉物価も、再び漸騰の傾向を示し、生活費亦著しく膨脹し、労働攻勢は益々激化するに至つた。

以上の状態を反映して十一月中旬迄増勢漸く鈍化を示せる日本銀行券発行高は下旬より再び急激なる膨脹を開始し、殊に十二月に入るや、終戦処理費、官吏越冬資金等政府資金の撒布超過を主因に、毎日の膨脹高は四、五億円に達した。之が爲め嚴重なる貸出抑制方針にも拘らず遂に十二月中膨脹額は百八十五億円に達し、年末発行高は九百三十三億円と未曾有の記録を示すに至つた。(吉野)

#### 二、産 業

戦争終結により軍需生産は全面的に停止され、連合軍当局の管理下に経済の非軍事化、経済界の民主化に関する諸指令がつきつきと発せられたが、一般産業界は虚脱と混乱に深く蔽われ、賠償問題の見透難、戦時補償の未決定等と共に民需平和産業への転換は捗々しくないので加え、食糧不足、労働不安による勤労意欲の減退等のために、終戦直後の経済界は殆んど帰趨を喪つた形で、生産は全く沈滞した。その後二十一年二月金融緊急措置が断行され之によつてインフレーションの昂進を抑圧し生産回復に時を得んとし、ついで四月早々生産増強の緊急措置と

して重要工場の指定が行われ、八月には、産業再建のための諸施策立案の中核体としての経済安定本部の発足、或は企業再建整備法の成立があり、また賠償問題も臚気乍ら輪廓が明かになつてき、経済界もやゝ落着きを取戻し、業種によつては相当の生産の立直りをみせたものもあつたが、總体的にはなお生産は軌道に乗つた回復と云い難く、ストックと開依存が強く縮小再生産の危機が叫び続けられた。

重要物資の生産状況をみるに、先ず生産活動の起点である出炭は、二十年初頭より著しく減退傾向にあつたが、終戦を契機に加速度的に転落、八月百六十七万三千トン、九月八十五万トンより十一月五十五万三千トンと最低になり、昭和十一—十二年頃の月間三百五十万トン程度に比し一挙に凋落するに至つた。かくの如く終戦後数ヶ月が殊に急激な減産をみた原因は戦時中の強行稼行による坑内の荒廢、殊に切羽条件の低下、鋼材、坑木等の資材供給の不充分等の一般的な採炭条件の悪化のほか、戦前より炭坑労働者の大多数を占めてきた鮮華人労働者の不就業と之を繞る炭坑治安の不穩化、二十年九月の九州、山口方面を襲つた暴風雨の影響等による。石炭不足の産業活動に及ぼす深刻な影響を考慮するとき出炭状況をこのまゝに放置しておかず、全施策を石炭増産に集中することとなり二十年十月石炭生産緊急対策の決定をみ、先ず労務部面で鮮華人労働者の送還と之に代る日本人労働者の充足を図り、又食糧の確保、賃銀の適正化、炭坑金融等主要項目につき急速に強力な手がうたれ、ついで十一月には石炭需給非常調整対策が策定せられ、更に十二月には石炭行政一元化のために石炭庁の設置をみた。かくて漸く二十一年一月百十九万七千トンと百万トン台の生産をみたが、その後の出炭は緊急対策が所期の如く進展せざるに加え、九州、北海道に大規模な争議の頻発をみた等により伸び悩みを続け辛うじて十一月二百二万二千トンに達した始末であつた。かかる状況が続くにおいては二十一年度出炭目標二千三百万トンの達成が不可能なるのみならず、ひいては各産業活動に深刻な影響を及ぼすことが深憂され二十二年早々石炭、鉄鋼を中心とする超重点生産方式を採用することに決した。終戦後の鉄鋼生産は戦時中花形産業として持て囃された反動もあり、殆んど壊滅に近くそれでも終戦時たる二十年八月銑鉄一万三千トン、鋼材一万二千ト

ンであつたが、十月鋼材五千トン、十一月銑鉄七千トンと夫々最低を示すにいたり昭和十二年頃の數パーセントに過ぎない。二十一年度第一・四半期以降は配炭計画を基礎に鋼材月間二万五千トンの生産目標を中心に生産計画が樹てられ四月銑鉄一万トン、鋼材二万六千トンの生産をみ銑鉄は六月一万五千トン、鋼材は九月三万トンの生産をあげたがその他の月は一進一退で十二月は銑鉄一万トン、鋼材二万七千トンであつた。

其の他重要工業生産の状況に眼を転ずると化学肥料の生産は二十年八月硫酸四千トン、石灰窒素二千トン過燐酸石灰一千トンと昭和十一—十二年平均に対し夫々七・二%、八・一%、一・五%と激減をみるにいたつては、その復興は焦眉の食糧増産の要請によつて比較的早く着手され、資材、資金、労務等について格段の配慮が加えられ二十一年三月には化学肥料生産確保緊急対策が決定し、生産諸隘路解決の機動的処置がとられた。加うるにその原料も燐鉱石の如きは輸入に俟たねばならないが、其他の多くは国内に賦存するため生産の回復も早く、二十年十二月には過燐酸石灰は一千トンにすぎなかつたが硫酸一万五千トン、石灰窒素五千トンに達し、二十一年十月には硫酸五万四千トン石灰窒素一万九千トン、過燐酸石灰も三万八千トンに及び、戦前の生産に接近しつゝあつた。その後の生産は電力不足のために硫酸はじめ何れも幾分の低下をみている。かくの如く生産の回復はかなり順調と云い得るが、然し農家の要望する肥料量を満たすには遠く、且つ配給技術の拙劣、輸送の不円滑等のために適時の配給が行われ難く、生産配給共に一層の努力が要望されている。セメント生産は原料が殆んど国内で自給出来る好条件に恵まれているにも拘らず、石炭の割当激減のため、生産は著減し二十年八月は昭和十年—十二年平均の七・七%の三万六千トンに過ぎない。その後石炭の配当計画が軌道に乗ると共に幾分回復し、十二月七万トンに達したが、二十一年一月は配炭の削減により二万八千トンに急落し其後稍々回復したが七月十一万一千トンの生産を最高として二十一年に於ては月間生産高七万乃至九万トンの間を上下していた。

綿紡績生産は戦時中の企業整備と戦災により二十年八月二百万封度設備台數二百萬鍾にすぎず、ピークたる昭和十二年に対し夫々四%、十二%にすぎない。其

後の生産も原棉の入手杜絶により十二月百七十万封度と反つて減少をみた。然し輸出産業の大宗としての綿業の重要性により連合軍当局の積極的援助方針の確立に伴い、二十一年二月対日棉花クレヂット（米国防軍省、米国商事会社及び商品金融会社の三者協定により向う一ヶ年間にわたり米棉八十九万俵の対日供給を内容とするもので、同米棉は商品金融会社棉といわれる）の決定により、漸く活気づいた。現物の内地到着は予定より遅延し六月五日第一便が到着し、七月の生産高は八百万封度に達した。その後八月一千三百万封度九月一千九百万封度と増加をみているが、機械の整備、資材の不足労務者の充足難等により、所期の目標に達せず輸入米棉の消化不振を来すにいたつたが、かかる状態はわが綿紡績の対外信用を損する惧があつたため、十月に至り綿紡績の生産促進のため物資、資金両面にわたり積極的対策がとられ同月以降二千万封度に上昇し、二十一年十二月二千六百万封度に達した。同年末までの米棉輸入累計七十二万五千俵、同消化累計二十八万四千俵である。なお右の生産促進策と前後して最終年たる二十四年九月に於て設備四百三十七万鍾、綿糸年産六億九千万封度を目標とする纖維産業再建

終戦後に於ける生産活動指数（昭和十年——十二年平均一〇〇、加重算術平均）

（国民経済研究協会調）

年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月
二十年	八月	二十年	九月	二十年	十月	二十年	十一月	二十年	十二月	二十一年	一月
二十年	一月	二十一年	二月	二十一年	三月	二十一年	四月	二十一年	五月	二十一年	六月
二十一年	七月	二十一年	八月	二十一年	九月	二十一年	十月	二十一年	十一月	二十一年	十二月
二十年	八月	二十年	九月	二十年	十月	二十年	十一月	二十年	十二月	二十一年	一月
二十年	二月	二十一年	三月	二十一年	四月	二十一年	五月	二十一年	六月	二十一年	七月
二十一年	八月	二十一年	九月	二十一年	十月	二十一年	十一月	二十一年	十二月	二十二年	一月
二十二年	二月	二十二年	三月	二十二年	四月	二十二年	五月	二十二年	六月	二十二年	七月
二十二年	八月	二十二年	九月	二十二年	十月	二十二年	十一月	二十二年	十二月	二十三年	一月
二十三年	二月	二十三年	三月	二十三年	四月	二十三年	五月	二十三年	六月	二十三年	七月
二十三年	八月	二十三年	九月	二十三年	十月	二十三年	十一月	二十三年	十二月	二十四年	一月
二十三年	二月	二十四年	三月	二十四年	四月	二十四年	五月	二十四年	六月	二十四年	七月
二十四年	八月	二十四年	九月	二十四年	十月	二十四年	十一月	二十四年	十二月	二十五年	一月
二十五年	二月	二十五年	三月	二十五年	四月	二十五年	五月	二十五年	六月	二十五年	七月
二十五年	八月	二十五年	九月	二十五年	十月	二十五年	十一月	二十五年	十二月	二十六年	一月
二十六年	二月	二十六年	三月	二十六年	四月	二十六年	五月	二十六年	六月	二十六年	七月
二十六年	八月	二十六年	九月	二十六年	十月	二十六年	十一月	二十六年	十二月	二十七年	一月
二十七年	二月	二十七年	三月	二十七年	四月	二十七年	五月	二十七年	六月	二十七年	七月
二十七年	八月	二十七年	九月	二十七年	十月	二十七年	十一月	二十七年	十二月	二十八年	一月
二十八年	二月	二十八年	三月	二十八年	四月	二十八年	五月	二十八年	六月	二十八年	七月
二十八年	八月	二十八年	九月	二十八年	十月	二十八年	十一月	二十八年	十二月	二十九年	一月
二十九年	二月	二十九年	三月	二十九年	四月	二十九年	五月	二十九年	六月	二十九年	七月
二十九年	八月	二十九年	九月	二十九年	十月	二十九年	十一月	二十九年	十二月	三十年	一月
三十年	二月	三十年	三月	三十年	四月	三十年	五月	三十年	六月	三十年	七月
三十年	八月	三十年	九月	三十年	十月	三十年	十一月	三十年	十二月	三十一年	一月
三十一年	二月	三十一年	三月	三十一年	四月	三十一年	五月	三十一年	六月	三十一年	七月
三十一年	八月	三十一年	九月	三十一年	十月	三十一年	十一月	三十一年	十二月	三十二年	一月
三十二年	二月	三十二年	三月	三十二年	四月	三十二年	五月	三十二年	六月	三十二年	七月
三十二年	八月	三十二年	九月	三十二年	十月	三十二年	十一月	三十二年	十二月	三十三年	一月
三十三年	二月	三十三年	三月	三十三年	四月	三十三年	五月	三十三年	六月	三十三年	七月
三十三年	八月	三十三年	九月	三十三年	十月	三十三年	十一月	三十三年	十二月	三十四年	一月
三十四年	二月	三十四年	三月	三十四年	四月	三十四年	五月	三十四年	六月	三十四年	七月
三十四年	八月	三十四年	九月	三十四年	十月	三十四年	十一月	三十四年	十二月	三十五年	一月
三十五年	二月	三十五年	三月	三十五年	四月	三十五年	五月	三十五年	六月	三十五年	七月
三十五年	八月	三十五年	九月	三十五年	十月	三十五年	十一月	三十五年	十二月	三十六年	一月
三十六年	二月	三十六年	三月	三十六年	四月	三十六年	五月	三十六年	六月	三十六年	七月
三十六年	八月	三十六年	九月	三十六年	十月	三十六年	十一月	三十六年	十二月	三十七年	一月
三十七年	二月	三十七年	三月	三十七年	四月	三十七年	五月	三十七年	六月	三十七年	七月
三十七年	八月	三十七年	九月	三十七年	十月	三十七年	十一月	三十七年	十二月	三十八年	一月
三十八年	二月	三十八年	三月	三十八年	四月	三十八年	五月	三十八年	六月	三十八年	七月
三十八年	八月	三十八年	九月	三十八年	十月	三十八年	十一月	三十八年	十二月	三十九年	一月
三十九年	二月	三十九年	三月	三十九年	四月	三十九年	五月	三十九年	六月	三十九年	七月
三十九年	八月	三十九年	九月	三十九年	十月	三十九年	十一月	三十九年	十二月	四十年	一月
四十年	二月	四十年	三月	四十年	四月	四十年	五月	四十年	六月	四十年	七月
四十年	八月	四十年	九月	四十年	十月	四十年	十一月	四十年	十二月	四十一年	一月
四十一年	二月	四十一年	三月	四十一年	四月	四十一年	五月	四十一年	六月	四十一年	七月
四十一年	八月	四十一年	九月	四十一年	十月	四十一年	十一月	四十一年	十二月	四十二年	一月
四十二年	二月	四十二年	三月	四十二年	四月	四十二年	五月	四十二年	六月	四十二年	七月
四十二年	八月	四十二年	九月	四十二年	十月	四十二年	十一月	四十二年	十二月	四十三年	一月
四十三年	二月	四十三年	三月	四十三年	四月	四十三年	五月	四十三年	六月	四十三年	七月
四十三年	八月	四十三年	九月	四十三年	十月	四十三年	十一月	四十三年	十二月	四十四年	一月
四十四年	二月	四十四年	三月	四十四年	四月	四十四年	五月	四十四年	六月	四十四年	七月
四十四年	八月	四十四年	九月	四十四年	十月	四十四年	十一月	四十四年	十二月	四十五年	一月
四十五年	二月	四十五年	三月	四十五年	四月	四十五年	五月	四十五年	六月	四十五年	七月
四十五年	八月	四十五年	九月	四十五年	十月	四十五年	十一月	四十五年	十二月	四十六年	一月
四十六年	二月	四十六年	三月	四十六年	四月	四十六年	五月	四十六年	六月	四十六年	七月
四十六年	八月	四十六年	九月	四十六年	十月	四十六年	十一月	四十六年	十二月	四十七年	一月
四十七年	二月	四十七年	三月	四十七年	四月	四十七年	五月	四十七年	六月	四十七年	七月
四十七年	八月	四十七年	九月	四十七年	十月	四十七年	十一月	四十七年	十二月	四十八年	一月
四十八年	二月	四十八年	三月	四十八年	四月	四十八年	五月	四十八年	六月	四十八年	七月
四十八年	八月	四十八年	九月	四十八年	十月	四十八年	十一月	四十八年	十二月	四十九年	一月
四十九年	二月	四十九年	三月	四十九年	四月	四十九年	五月	四十九年	六月	四十九年	七月
四十九年	八月	四十九年	九月	四十九年	十月	四十九年	十一月	四十九年	十二月	五十年	一月
五十年	二月	五十年	三月	五十年	四月	五十年	五月	五十年	六月	五十年	七月
五十年	八月	五十年	九月	五十年	十月	五十年	十一月	五十年	十二月	五十一年	一月
五十一年	二月	五十一年	三月	五十一年	四月	五十一年	五月	五十一年	六月	五十一年	七月
五十一年	八月	五十一年	九月	五十一年	十月	五十一年	十一月	五十一年	十二月	五十二年	一月
五十二年	二月	五十二年	三月	五十二年	四月	五十二年	五月	五十二年	六月	五十二年	七月
五十二年	八月	五十二年	九月	五十二年	十月	五十二年	十一月	五十二年	十二月	五十三年	一月
五十三年	二月	五十三年	三月	五十三年	四月	五十三年	五月	五十三年	六月	五十三年	七月
五十三年	八月	五十三年	九月	五十三年	十月	五十三年	十一月	五十三年	十二月	五十四年	一月
五十四年	二月	五十四年	三月	五十四年	四月	五十四年	五月	五十四年	六月	五十四年	七月
五十四年	八月	五十四年	九月	五十四年	十月	五十四年	十一月	五十四年	十二月	五十五年	一月
五十五年	二月	五十五年	三月	五十五年	四月	五十五年	五月	五十五年	六月	五十五年	七月
五十五年	八月	五十五年	九月	五十五年	十月	五十五年	十一月	五十五年	十二月	五十六年	一月
五十六年	二月	五十六年	三月	五十六年	四月	五十六年	五月	五十六年	六月	五十六年	七月
五十六年	八月	五十六年	九月	五十六年	十月	五十六年	十一月	五十六年	十二月	五十七年	一月
五十七年	二月	五十七年	三月	五十七年	四月	五十七年	五月	五十七年	六月	五十七年	七月
五十七年	八月	五十七年	九月	五十七年	十月	五十七年	十一月	五十七年	十二月	五十八年	一月
五十八年	二月	五十八年	三月	五十八年	四月	五十八年	五月	五十八年	六月	五十八年	七月
五十八年	八月	五十八年	九月	五十八年	十月	五十八年	十一月	五十八年	十二月	五十九年	一月
五十九年	二月	五十九年	三月	五十九年	四月	五十九年	五月	五十九年	六月	五十九年	七月
五十九年	八月	五十九年	九月	五十九年	十月	五十九年	十一月	五十九年	十二月	六十年	一月
六十年	二月	六十年	三月	六十年	四月	六十年	五月	六十年	六月	六十年	七月
六十年	八月	六十年	九月	六十年	十月	六十年	十一月	六十年	十二月	六十一年	一月
六十一年	二月	六十一年	三月	六十一年	四月	六十一年	五月	六十一年	六月	六十一年	七月
六十一年	八月	六十一年	九月	六十一年	十月	六十一年	十一月	六十一年	十二月	六十二年	一月
六十二年	二月	六十二年	三月	六十二年	四月	六十二年	五月	六十二年	六月	六十二年	七月
六十二年	八月	六十二年	九月	六十二年	十月	六十二年	十一月	六十二年	十二月	六十三年	一月
六十三年	二月	六十三年	三月	六十三年	四月	六十三年	五月	六十三年	六月	六十三年	七月
六十三年	八月	六十三年	九月	六十三年	十月	六十三年	十一月	六十三年	十二月	六十三年	七月

石炭生産高並主要部門宛配当量

（単位 千噸）

年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月
二十年	八月	二十年	九月	二十年	十月	二十年	十一月	二十年	十二月	二十一年	一月
二十年	二月	二十一年	三月	二十一年	四月	二十一年	五月	二十一年	六月	二十一年	七月
二十一年	八月	二十一年	九月	二十一年	十月	二十一年	十一月	二十一年	十二月	二十二年	一月
二十二年	二月	二十二年	三月	二十二年	四月	二十二年	五月	二十二年	六月	二十二年	七月
二十二年	八月	二十二年	九月	二十二年	十月	二十二年	十一月	二十二年	十二月	二十三年	一月
二十三年	二月	二十三年	三月	二十三年	四月	二十三年	五月	二十三年	六月	二十三年	七月
二十三年	八月	二十三年	九月	二十三年	十月	二十三年	十一月	二十三年	十二月	二十四年	一月
二十四年	二月	二十四年	三月	二十四年	四月	二十四年	五月	二十四年	六月	二十四年	七月
二十四年	八月	二十四年	九月	二十四年	十月	二十四年	十一月	二十四年	十二月	二十五年	一月
二十五年	二月	二十五年	三月	二十五年	四月	二十五年	五月	二十五年	六月	二十五年	七月
二十五年	八月	二十五年	九月	二十五年	十月	二十五年	十一月	二十五年	十二月	二十六年	一月
二十六年	二月	二十六年	三月	二十六年	四月	二十六年	五月	二十六年	六月	二十六年	七月
二十六年	八月	二十六年	九月	二十六年	十月	二十六年	十一月	二十六年	十二月	二十七年	一月
二十七年	二月	二十七年	三月	二十七年	四月	二十七年	五月	二十七年	六月	二十七年	七月
二十七年	八月	二十七年	九月	二十七年	十月	二十七年	十一月	二十七年	十二月	二十八年	一月
二十八年	二月	二十八年	三月	二十八年	四月	二十八年	五月	二十八年	六月	二十八年	七月
二十八年	八月	二十八年	九月	二十八年	十月	二十八年	十一月	二十八年	十二月	二十九年	一月
二十九年	二月	二十九年	三月	二十九年	四月	二十九年	五月	二十九年	六月	二十九年	七月
二十九年	八月	二十九年	九月	二十九年	十月	二十九年	十一月	二十九年	十二月	三十年	一月
三十年	二月	三十年	三月	三十年	四月	三十年	五月	三十年	六月	三十年	七月
三十年	八月	三十年	九月	三十年	十月	三十年	十一月	三十年	十二月	三十一年	一月
三十一年	二月	三十一年	三月	三十一年	四月	三十一年	五月	三十一年	六月	三十一年	七月
三十一年	八月	三十一年	九月	三十一年	十月	三十一年	十一月	三十一年	十二月	三十二年	一月
三十二年	二月	三十二年	三月	三十二年	四月	三十二年	五月	三十二年	六月	三十二年	七月
三十二年	八月	三十二年	九月	三十二年	十月	三十二年	十一月	三十二年	十二月	三十三年	一月
三十三年	二月	三十三年	三月	三十三年	四月	三十三年	五月	三十三年	六月	三十三年	七月
三十三年	八月	三十三年	九月	三十三年	十月	三十三年	十一月	三十三年	十二月	三十四年	一月
三十四年	二月	三十四年	三月	三十四年	四月						



も不充分乍ら樹てられ四月八百九万四千トン、九月には九百八万三千トンに達したが冬期に入ると共に十一月以後は再び下降するに至つた。海上輸送が壊滅に近く、大量の海上貨物を国鉄が引受けねばならない状態であるにも拘らず、昭和十一年十二月頃と大差ない輸送状態が生産活動に与えた影響は甚大で、石炭輸送の不円滑による工場作業能率の低下、食糧輸送の渋滞による遅配の促進等甚しいものがある。輸送力不足による積残し貨物は逐月増加し二十一年十二月末の駅頭滞貨は百五十万トンと推定されるにいたつた。かく輸送力が不調なのは、機関車、車輛、施設等が戦災を蒙つたこと、戦時中の酷使による廢車、休車が續出するも修理も新造も甚しく不充分なこと等に加え、国鉄に対する配炭が量的には戦前と遜色なきにも拘らず質的低下が甚しくために効率が著しく劣悪なこと、乗務員の素質の低下等に求めることが出来る。

海上輸送は、戦時中船舶が徹底的打撃を受けた上、乏しい残存船舶も非能率なものが多く昔日の面影を全く喪失するに至つた。保有船舶量も昭和十二年四百三十三万七千トンより、終戦時は百万トンそこそことなり、しかもその大半は修理

全国発電々力量(自家発電を除く)

年 月	水 力		火 力		合 計
	千瓩	瓩	千瓩	瓩	
二十年 八月	三三九	九六六	〇・七	三四〇	三三九
二十年 九月	一、一〇四	一、一〇四	三	九八八	二、二〇八
二十年 十月	一、三三三	一、三三三	四	一、二〇五	二、六六六
二十年 十一月	一、六〇四	一、六〇四	四	一、三三六	三、二〇八
二十年 十二月	一、六〇四	一、六〇四	三	一、六五六	三、二〇八
二十一年 一月	一、七五一	一、七五一	三	一、八五四	三、四六〇
二十一年 二月	一、八〇八	一、八〇八	五	一、八五九	三、六一七
二十一年 三月	二、一三三	二、一三三	二	二、一七九	四、二一六
二十一年 四月	二、三三九	二、三三九	一	二、一五七	四、六九七
二十一年 五月	二、三三四	二、三三四	三〇	二、三四四	四、六九七
二十一年 六月	二、二八八	二、二八八	三二	二、三九九	四、五七〇
二十一年 七月	二、三六七	二、三六七	三三	二、三九九	四、六六六
二十一年 八月	二、三六四	二、三六四	四七	二、四一一	四、七七一
二十一年 九月	二、一四〇	二、一四〇	九六	二、三三六	四、四七六
二十一年 十月	二、四三三	二、四三三	八三	二、五一四	四、九四七
二十一年 十一月	二、三三七	二、三三七	一〇一	二、三九九	四、六六六
二十一年 十二月	二、三八四	二、三八四	九〇	二、四七四	四、八五八

(単位 百万キロワット時)

国鉄貨物輸送計画並に実績

年 月	輸 送 計 画		輸 送 実 績	
	千噸	噸	千噸	噸
二十年 八月	一三、二六九	一三、二六九	七、〇八五	七、〇八五
二十年 九月	一三、二六九	一三、二六九	五、七七七	五、七七七
二十年 十月	八、一三三	八、一三三	六、三五一	六、三五一
二十年 十一月	七、九七七	七、九七七	六、九九九	六、九九九
二十年 十二月	七、九六六	七、九六六	六、八三四	六、八三四
二十一年 一月	七、〇三七	七、〇三七	六、三三〇	六、三三〇
二十一年 二月	六、二四	六、二四	六、八六九	六、八六九
二十一年 三月	七、一六	七、一六	七、一六	七、一六
二十一年 四月	七、四四	七、四四	八、〇四	八、〇四
二十一年 五月	八、二九四	八、二九四	八、五三八	八、五三八
二十一年 六月	八、三九九	八、三九九	八、一四〇	八、一四〇
二十一年 七月	八、六三六	八、六三六	八、〇六九	八、〇六九
二十一年 八月	八、六七五	八、六七五	八、三三七	八、三三七
二十一年 九月	八、五九二	八、五九二	九、〇三三	九、〇三三
二十一年 十月	九、五三〇	九、五三〇	九、〇八七	九、〇八七
二十一年 十一月	七、八五三	七、八五三	八、五三二	八、五三二
二十一年 十二月	七、六四三	七、六四三	七、八四	七、八四

(単位 千噸)

中、一部は帰還輸送に従事し、一般貨物輸送に充てうる船腹は三、四十万トンに過ぎなかつた。然るに生産の激減のため輸送実績は八月三十一万二千トン、九月十八万三千トンと、戦前の十分の一以下におち、その後出荷力の回復により二十一年三月四十四万一千トンに達したが、二十一年中を通じては十、十一の両月六十万トン台に達したほかは、月間四十—五十万トンを上下し、二十一年十月頃迄は、船腹不足を訴える声は聞えず、船舶の減少にも拘らず、反つて余力を存し、上半期まではむしろ国鉄が過剰な負担を蒙っているのに如何にして繋船すべきかと問題とされた程であつた。海上輸送がかかる状況を呈したのは陸上運賃に比し海上運賃がかなり割高なこと、荷役力不足埠頭設備の不備による荷力不充分等により余裕船腹の発生をみたためである。然し乍ら陸運の過剰負担をこのまま放置することは出来ずその軽減のため海送転移は急務となり、海上増送が要請されるに至り、十月以降輸送計画も大幅に引き上げられ二十一年十一月頃より漸く船腹不足が叫ばれるにいたつた。(渡辺登)

四、食 糧

(1) 昭和二十一年米穀年度(二十年十一月—二十一年十月)

戦時中の掠奪農業の積弊と悪天候に支配され、昭和二十年の産米は実収穫四千

二百万石と未曾有の凶作となつた。加ふるに戦時中総てを犠牲にした農民だけに敗戦の現実の前に全くの虚脱状態にならざるを得なかつた。戦時中雑穀を食つて供出して来た農民に供出意欲等更に起らなかつたのは寧ろ当然と云はねばなら

昭和二十年八月より昭和二十一年十二月に至る我国経済事情

ぬし、之に加へて終戦後の道義頹廢社会秩序混乱は農民にも闇売りを強ひる結果になつた事も必然であらう。而も総てが混乱してゐた時期だけに産米の統計も甚だ不確定なものであつた事は云ふ迄もない。以上の如く米を集荷する為にはあらゆる悪条件の下に二十一米穀年度は二十年十一月より開始せられたのであるから、供出が遅々として進まなかつたのは当然の事であらう。その進捗率は別表にある通りであるが、翌年の九月になつても遂に七六%で止まつた次第であつた。この間二十一年二月には食糧非常措置が発令せられ殆んど強権をもつて供出を督促したのであるが遂に効果はさしてみるべきものもなく終つた。

この間六月以降十月に遅配欠配を打ち切る迄全国に遅配は蔓延し國民は極度に苦しんだのである。試みに九月末の全国遅配状況は左の如し。北海道の都市は大休六十日から七十日、青森三十六日岩手宮城は四十日、山形一日、秋田十日、福島十六日、千葉十一日、東京十七日、大阪二十四日、福島三十日等々と山形の一日が最低で全国到る処遅配に苦しんだ。この状況は六月以降殆んど変化がなかつたのである。一方輸入食糧の方は、政府は二十一米穀年度の当初刻々増加する人口を考慮に入れて余りにも暗澹たる食糧事情に再三需給計画を樹て第一案は二百八十万噸修正第二案百九十万噸と生きる為に必要な限度の食糧の輸入を懇請したのであるが、司令部の好意により翌年三月迄に四千五百噸の穀類が放出許可になつたのを皮切りに四月一万噸五月九千噸六月四万七千噸七月十六万八千噸八月十八万六千噸九月十三万四千噸十月四万七千噸計六十万三千噸の穀類備蓄その他の物資が放出許可になつた訳である。これは当初案及び第二次案に対して非常な減少であり、この年度の總供給高に対して七・三%に過ぎぬものとなつたが、その放出が六月以降に集中せられ輸入食糧の食糧月中配給高中に於ける比率は四月五月は各〇・七%乃至〇・九%六月七月は一八%八月に到つては二九%と全国の食糧

昭和二十年産米供出量(二十一米穀年度)

年	九月	十月	十一月	十二月	二十一年一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月中旬
月中供出高	七二	一、〇五	一、三五	三、四八	四、八八	二、八三	二、九七	二、〇三	八〇〇	三六〇	一、〇〇	二、三	四九
月末累計	七二	一、七七	二、八二	六、三〇	一〇、一八	一三、〇一	一六、〇〇	一八、九七	二六、七四	三〇、〇一	三〇、九七	三三、二六	三六、二五
遂行率	〇	四	九	三三	四一	五二	六三	七二	七四	七五	七六	七六	七六

(単位 千石)

配給の三分の一を賄つた事になる。特に都會地に於ては極めてその比率大きく東京都を例にとれば六月十九日分約七〇%七月は三十一日分で一〇〇%となつてゐる。この米穀年度の当初多くの餓死を出すさへ云はれたにも拘らず、供出も七六%位で止まり、輸入食糧も計画の三分の一程度で兎に角大した社会不安も起きずに済んだ理由として第一に産米の数量の把握が甚だ不充分であり、闇米が非常に多く流れた事、第二に軍手持米が返還米としてルートに乗せられた以外に甚だ多く闇に流れてゐた事、第三に二十一年産米が大豊作と云ふ事が端境期には判明し人心は明るくなり、而も早場米として四百六十万石も早喰ひ出来た事を挙げべきであらう。

(2) 昭和二十二年米穀年度の一部(二十一年十一月—十二月迄)

二十二年米穀年度は大豊作の吉報と共に配給基準量も従来の二合三勺から二合五勺に引上げ、二十一年米穀年度とは逆に一般的に明るい雰囲気の下に二十一年十一月より始められたが、前年度の窮迫した需給状況の結果としては持越米は殆んどなく前年度に編入した早場米の残り二百萬石程度が繰越米として存する程度であつた。加之二合五勺への基準量増加による需要の二割増加等の結果事実は樂觀より寧ろ非観的な要素を含んでゐたのである。此等事情の下に政府は需給計画を樹て約二百萬噸の食糧輸入を懇請せざるを得なかつた。

一方供出は、報奨物資で出荷督促等を為した関係上始めのすべり出しはよく十二月末迄に五四%の進捗率を見せてゐるが、遅配に至つては昨年四月以降特に六月以降に激しくなつたのに対して今年米穀年度開始と共に既に始まり十二月に既に東京で二・五日、長野県では二十日間の遅配を生じた。輸入食糧の放出は十一月はなく、十二月に七千五百噸の放出を見てゐる。(朝倉)

昭和二十一年産米供出量(二十二年穀年度) (単位 千石)

年 月	二十一年		二十二年	
	九月下旬	十月	十一月	十二月
月中供出高	九二四	三、七六三	三、六〇七	八、〇六六
月末累計	九二四	四、六八七	八、二九四	一六、三六〇
遂行率	三	一六	二九	五八

### 五、貿易

終戦以降の我国貿易は基本的にはポツダム宣言に準拠し、具体的にはその後公表せられたる「米国の初期対日方針」を初めとする一連の諸指令に依り規定せられている嚴重なる管理貿易に外ならない。即ち我国にとつては正常なる貿易は許されず只連合軍司令部の嚴重なる管理下、平和的目的の爲の物資にして国民生活にとつて必要不可欠なるものに限る、輸入が許され、その支払の爲に必要な範囲内で見返輸出が許可される建前となつて居り、自主性を欠いた極めて制約多き貿易として再開せられるに至つた。今終戦後の貿易再開の経緯を見ると、先づ戦後の食糧不足に因る飢餓発生防止の爲、政府は二十年九月二十九日司令部に対し、米、塩、小麦等四十二万噸の輸入懇請を行い、之に対し司令部は十月九日此等物資の輸入に関する方針を明示し、至急輸出入品処理に當る一元的責任機關の設置を指令した。政府は右指令に基き政府機関たる貿易庁の立案に着手する一方、輸出入計画を作成提出したが、之に関し司令部より十一月二十四日食糧、棉花、石油、塩の輸入許可が発表せられ、次いで十二月十三日貿易庁の官制の公布二十一日には資金面に於て貿易資金特別勘定設置に関する法律が公布せられた。翌二十一年四月三日司令部は貿易庁を日本政府を代表しての全貿易業務專管機關として公認し、六月十九日には政府は貿易等臨時措置令をポツダム宣言受諾に伴ふ勅令として制定し貿易國家管理の大原則を法制的に明文化した。斯くして我国貿易の体制は茲に一応整ふ事となつたわけである。今簡単に貿易の機構並びに決済の方式を見ると、我国側に於ける貿易の当事者は貿易庁であり、貿易庁以外の何人も特に連合軍の許可を得ざる限り貿易を行ひ得ない。唯貿易庁のみで複雑なる貿易実務を処理し切れぬ故、当初、貿易庁の下に補助機関として七十余の輸出入代行

機関を指定し、物資毎に実務処理に当らせて来た。一方連合軍側に於ける貿易專管機關は連合軍最高司令部經濟科學局貿易課であり、実務代行機関としては米國商事会社が當つて居る。貿易決済の方式も亦爲替の未決定な貿易であるが爲、特殊な方式を採つて居る。

即ち輸出品は貿易庁から司令部に引渡され米國商事会社の手を経て米國その他地域で売られた時、その売値から諸掛りを差引いた価額を米國に於ける対日貿易特別勘定に貸記し、輸入品は海外市場に於ける現実の買値に諸掛りを加算した価額を同勘定に借記する。一方国内に於ては貿易資金勘定を以て輸出品を原則として内地統制価格に諸掛手数料を加えた價格で買取り、輸入品は棉花を除き内地統制價格で売却し代金を貿易資金勘定に受入れる形を執つて居る。従つて円と弗とは遮断され、両勘定には夫々別個の残高が存在しているわけである。

右の如く我國の貿易は特異な性格と形態を持つて開かれて来たが、斯かる變態的な貿易が具体的に如何なる内容を取り、如何なる動向を示して来たかを見ると以下の如くである。今貿易庁の発表数字に依り貿易の足どりを見ると二十一年五月末には輸出は僅かに一億六千八百萬圓輸入は二億七千五百萬圓に過ぎなかつたものが、その後漸次回復を示し二十一年下半年以降は漸く軌道に乗つた感が深く、同年十二月末には輸出二十八億九千六百萬圓、輸入三十五億八千七百萬圓に迄増大し差引六億九千一百万圓の入超となつて居る。二十一年末迄の輸出入の実績を品目別に見ると輸入に於ては食糧が八十六萬五千噸十九億五千萬圓で總金額の五四・三%を占め、之に肥料一億六千九百萬圓、並びに漁業用重油、塩等食糧に關係する物資を加えると食糧關係物資の輸入が圧倒的に總金額の七〇%以上に達している。

食糧關係物資以外では棉花七十四萬噸十億圓が主要なもので總金額の約三〇%を占めその他は殆んど云うに足りない。輸出に於ては生糸十三億四千六百萬圓が總金額の四六%を占めて居り、その他では錫、鉛、ゴム等のストック品並びに石炭、坑木、機械類等の国内再建用資材が見返輸出として相当量輸出せられて居る事が顯著である。

輸出入の相手國別構成を見ると輸出、輸入共米國が第一位で輸出に於ては六

八・八%輸入に於ては九五・九%を占めてゐる。輸入に於て米国の占める地位は圧倒的であり、米国以外は殆んど云うに足りないが、輸出に於ては米国に次ぐものとして朝鮮一九・〇%中国七・〇%香港三・一%等があり、此等米国以外の他の諸地域に対しては殆んどが輸出超過を示して居り、我國貿易の片貿易的傾向は既に此処に幾分現われているものと云える。

次に資金面を見ると輸出入代金の受払は貿易庁の管理する貿易資金勘定に依つて行われて來ている。此の資金は当初貿易庁の設置後間もなく公布せられた「貿易決済のため資金設置に関する法律」の規程に拠り取敢へず二十一年三月為替交易調整特別會計から五千万円を繰入れ、之が運用を日本銀行に於て取扱つて來たが、二十一年十一月「貿易資金特別會計法」なる法律が制定公布せられ為替交易調整特別會計から獨立し、輸物資の買上代金、輸入物資の売却代金並びに輸出入の国内諸掛手数料等の受払を行い資金不足の場合は預金部又は日本銀行よりの借入れに依り運用せられて來た。貿易資金勘定開設以來二十一年末迄の運用収支の状況を見ると収入は輸入物資の売却代金十二億一千五百万円なるに對し支出は輸物資の買上代金並びに輸出諸掛り十九億九千九百万円、加工費二億二千七百万円輸入諸掛り一億七千九百万円等總額二十三億九千九百万円で差引十一億八千四百百万円の支払超過となつてゐる。終戦以降二十一年末迄の輸出入実績が約七億円の入超を示している事よりすれば貿易資金は当然受入超過を示すべきであるにも拘らず斯くの如く赤字を現出しているのは(1)輸入原棉の大部分が政府所有の儘、加工されている為、原棉の輸入代金は貿易資金の受入とならぬのみならず相当巨額な原棉加工費が支払われていること、(2)輸入品のコストとして国内売却價格の中に当然含まるべき輸入諸掛りが貿易資金の一方的負担として支払われていること、(3)輸入物資の大部分が食糧或は國民生活に緊要な物資であるのに對し輸出品は工業生産物が多い為、此等物資の国内売却並びに買上價格たる統制價格自体が農業生産と工業生産との生産能率の相違と社会政策的見地との二点から輸入品と輸出品に於て乖離し前者は後者に比し低位に置かれてゐる上、更に輸出品には輸出奨励上或る程度例外價格を認めてゐることの為、輸入品と輸出品の價格差が極めて大きくなつてゐること、(4)輸物資買上代金の支払と輸入物資売却代金の受

入との間に時期的に相当なずれがあること等の諸事由に因るものである。貿易の実態面に於て輸入超過を続けながら資金面に於て右の如く赤字を続けていると云ふ事は為替レートの未決定な我國貿易の特殊性から来る奇現象と云い得べく、此の面からするインフレーション促進作用は看過し得ない。

尚輸出振興上、輸出産業に對する資金の疎通を順便ならしむる事は極めて必要ではあるが貿易資金よりの此の種資金の貸付は禁止されているが為、輸前貸資金、輸物資買上資金の融通及び輸出入取扱機關に對する諸掛支払資金の融通等に於て市中銀行よりの融資を円滑ならしむる為、二十一年九月貿易手形制度が創設され、特に優遇的措置が講ぜられて來たが貿易手形制度そのものに含まれる諸欠陥の為、之が運用は未だ充分円滑に行われて來たものとは云えない。(渡辺幸)

終戦以降の貿易実績

(單位 百万円)

年	輸 出		輸 入	
	月	量	金額	%
二十一年	五月	一六八	一六八	二七五
	六月	五四六	五四六	三九一
	七月	七三〇	七三〇	五八九
	八月	一、六四六	一、六四六	一、七六九
	九月	二、〇五九	二、〇五九	一、九八六
	十月	二、四三二	二、四三二	二、一〇三
	十一月	二、六七七	二、六七七	二、三〇〇
	十二月	二、八九六	二、八九六	三、五八七

備考 終戦以降各月末迄の累計

終戦以降昭和二十一年末迄の品目別輸入実績

品 目	数 量	金 額	%
食糧	八六五、六三〇 吨	一、九五〇 百万円	五四・三
棉花	七四〇、七一〇 俵	一、〇七一	二九・八
金屬鉱産物	一三、八三七 吨	九	〇・二
肥料	二五二、三三二 吨	一六九	四・七
石油類	四〇〇、一三四 軒	二六九	七・五

銅	二七八、二〇五 噸	一〇二	二・八
雜	—	六	—
鹽	—	七	—
計	一四、八六七 噸	三、五八七	—
料	—	—	—
貨	—	—	—

終戦以降昭和二十一年末迄の品目別輸出入実績

品目	数量	金額	%
織維類	八六、四二七 俵	一、四六三	五〇・四
内生糸	—	一、三四六	四六・四

貿易資金勘定運用収支

年	月	五	六	七	八	九	十	十一	十二	合	計
収	入	七六	一四	一一二	〇	一三六	二九	四一〇	四三八	一、二一五	
支	出	一三三	六九	三三二	二七	三三八	二二五	七五四	六八一	二、三九九	
差引	収支(-)	六三	五五	二二〇	二七	一九二	一八六	三三四	二四三	一一、一八四	
収	入	六三	五五	二二〇	二七	一九二	一八六	三三四	二四三	一一、一八四	
支	出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
差引	収支(-)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

(単位 百万円)

金屬鉱産物	四四、二三八 噸	四一八	一四・四
化学製品	二一、八二五 外 噸	六九	二・三
石炭	九二二、九九九 噸	三五二	一二・一
農水産物	七、七〇三、三〇五 封度	二四三	八・三
機械器具	各種	一九七	六・八
木材	五三六、一七九 石	一一三	三・八
其他	二〇四、八五一 本	三七	一・二
計	—	二、八九六	—

六、財 政  
(1) 終戦直後より翌年三月迄(二〇・八一・二一・三三)

(イ) 概 観

八月十五日終戦と共に本来の軍事目的よりする臨時軍事費の支払は停止されたが、戦時中政府の締結した軍需品に關する契約打切の後始末、軍人に対する退職金支給等のため短期間のうちに放漫極まる巨額の臨時軍事費の放出が行われた。即ち二十年八月中に於ける本経費の支払超過は終戦直前のものを含めて四十八億円に及び翌九月にはその三倍の百四十六億円という老なる金額に上つた。以後十月三十五億円、十一月三十七億円、十二月八億円と大口支払は大休十一月を以て終つているが(第一表参照)、八月以降翌年三月迄の支払超過合計は二百七十六億円に達している(臨時軍事費の支出は二十一年二月末を以て終結。但しその出納は同年六月末迄。二一、二、二七勅令第一一〇号)。この臨時軍事費の終戦直

後に於ける寛大なる支払は戦後インフレーションの進展に対して最初の且決定的な契機をなすものであつた。

次に八月末から九月にかけて連合軍が進駐したが、之に伴う日本側負担の占領費(終戦処理費)がとりあえず日本銀行立替払の形式を以て支出されることとなつた。続いて十一月、連合軍司令部より財政改革に關する指令が発せられ、徹底的な戦時利得税及び財産税の創設、軍需補償の凍結等が要請せられると共に、今後「公債其他一切の債務証券の發行」については同司令部の許可を要することとせられた(二〇、一一、二四附司令部覚書「戦時利得の排除及国家財政の整理に關する件」)。更に翌年一月には「政府の歳入不足は可能なる最大限度迄、既存貯蓄吸収機関を経由する国民の新規貯蓄借入により調達」すべく、「日本銀行資金を利用する事は最後手段として行ふべき」旨の指令(二一、一、二二附司令部覚書「政府借入並に支出削減に關する件」)が発せられた。これによつて戦時中の如く新

規國債を日本銀行が引受け、政府資金の撤布を待つて之を市中に売却するという操作は原則として認められないこととなつた。但し短期証券は後の指令からは除外されているから、今後政府資金赤字の補填は主として短期の大蔵省証券、食糧証券発行によつて賄う体制となつた。これによつて長期國債の発行（並に日銀引受）は九月五十億圓（内日銀引受三十五億圓）、十月七十億圓（五十五億圓）、十一月二十萬圓（〇）、十二月三十萬圓（三十萬圓）と十一月以降著減した。

二十一年二月所謂「綜合インフレ対策」の一環として金融緊急措置令、日銀券預入令が施行せられたが（二一、二、一六施行）、これによる郵便貯金の受入めざましく、その結果該貯金収支を主とする預金部関係資金は、同年二月五十八億圓、三月九十四億圓と急激なる巨額の受入超過を示した（二十年八月——二十一年一月の六ヶ月平均受入超過八億圓）。

#### (イ) 國庫金の推移

上述の如き臨時軍事費の巨額の放出を反映して終戦後政府資金の赤字（振替を除く対民間支出超過）は七月の十一億圓から八月には一躍三十七億圓、九月六十六億圓、十月二十三億圓、十一月五十五億圓と急膨脹を示したが、十二月以降著減、翌年二月には前述の預金部関係収入超過のため赤字に転じ、三月には更に百五十九億圓という記録的赤字を現出した（第二表参照）。以上二十年八月以降二十一年三月末迄の政府資金収支は二十一億圓の赤字となるが、予算に対応する財政資金収支としては之に預金部関係資金の受入超過概算二百一億圓と終戦処理費日本銀行立替払を加えなければならぬ（この財政資金算出の調整方法については第二表註(3)参照）。

而して右の財政資金赤字の補填は、終戦処理費の日本銀行立替払の他、國債発行超過二百六十五億圓、政府貸上金五十三億圓計三百四十二億圓の資金調達によつて行われ、残額は政府当座預金増加七十六億圓等に充当されている。

#### (2) 昭和二十一年度第一——第三・四半期中（二一、四——二一、一一）

#### (イ) 概 観

昭和二十一年度予算は種々の事情で議會開会が遅延し年度開始迄に成立不可能を見越されるに至つたので、去る三月下旬とりあえず憲法第七十一条により前年

度予算を踏襲施行することとした（二一、三、二六勅令第一六六号）。本年度開始早々総選挙（四、一〇）つゞいて幣原内閣総辞職（四、二二）あり、五月二十二日よりやく吉田内閣の成立を見たが、新議員による第九十臨時議會が開会されたのはやつと六月二十日であつた。かくして四月——六月の予算は上記前年度予算の施行の他財政上の緊急処分、第二予備金支出によつて賄い、更に七月分並に八月分を追加予算として議會に提出した。然しながらこの前年度予算は戦時予算であつて終戦後に於ては根本的に事情を異にしており、單なる追加予算によつては調整困難であるから、別に二十一年度全体を通ずる一般会計改定予算を編成し、七月二十四日議會提出、九月十二日よりやく兩院を通過した。（尚特別会計改定予算は、八月三日議會提出、同じく九月十二日可決。）右は歳入歳出ともに、五百六十億圓の巨額に上るものであつたが、其の後同議會に於て改第一号四十七億圓、改第二号五十億圓、計九十七億圓の追加が行われ、引續いて開かれた第九十一議會に於ては更に改第一号五十二億圓、改第二号二十七億圓、改第三号九十三億圓、計百七十二億圓の追加予算提出あり、結局前後五回の追加を加えて二十一年末現在に於ては總計八百三十億圓の歳入歳出となるに至つた。

而もこれが内容を検討すれば歳出に於ては不生産的支出が圧倒的部分を占め歳入は著しく脆弱不健全である。かくしてこの老なる二十一年度予算とその相つぐ追加は、終戦直後の臨時軍事費の放漫なる放出につゞいて戦後財政インフレーションを推進する第二の契機となるものであつた。

第九十議會は会期延長三回に及び百十数日の審議を尽して同年十月十二日漸く閉会されたが、本議會に於ては前記改定予算の他次の如き財政関係重要諸法案が相ついで提出可決された。

戦時補償特別措置法（二一、一〇、一八法律第三八号）

財産税法（二一、一一、一一法律第五二号）

財産税等収入金特別会計法（二一、一一、一二法律第五三三号）

復興金融庫及産業設備営団出資払込金支弁のための公債發行に関する法律

（二一、一〇、二四法律第四七号）

改定予算に関する法律（二一、九、九法律第一八号）

貿易資金特別会計法(一一、一一、一二法律第五四号)

所得税法の一部を改正する等の法律(一一、八、二九法律第一四号)

地方税法及び地方分与税法の一部を改正する法律(一一、九、一法律第一六号)

臨時租税措置法を改正する法律(一一、九、一法律第一五号)

政府出資特別会計法外二十一法令の廃止等に関する法律(一一、九、一二法律第二一号)

(第二一号)

法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(一一、九、三三法律第二四号)

軍人及軍属以外の者に交付された賜金国庫債券を無効とすることに關する法律

(一一、七、一三法律第四号)

自作農創設特別措置特別会計法(一一、一〇、一九法律第四四号)

生活保護法(一一、九、七法律第一七号)

右のうち戦時補償特別措置法はさきの連合軍總司令部指令の趣旨に基き、懸案の所謂「軍需補償」請求権を一〇〇%の課税によつて打切らんとするものであつて、請求権總額は軍需産業からの請求額五百三十九億円、一般民間よりの請求権二百十億円計七百四十九億円に上ると報ぜられたが(一一、四、一現在。大藏省推計)、このうち若干は打切を免かれた。

財産税は本年一月発表の政府案では個人財産税、法人財産税、個人財産増加税、法人戦時利得税の四本建となつており税収見込合計一千億円と称せられたが、此の議會を通過した前記財産税法によれば当初の四本建が個人財産税一本になつて、法人関係は除外されている。税収も初めの予想一千億円が半分以下の四百三十五億円と激減し、且その使用目的は当初のそれと異り、国債の整理には使われないで、單なる赤字の補填に充當せられることになつた。

(四) 国庫金の推移

次に当期中に於ける政府資金収支状況を見るに、其の支出超過(赤字)は第一四半期百四十三億円、第二四半期六十七億円、第三四半期八十五億円計二百九十五億円に上るが(第一表参照)、前記の如き預金部関係資金収支尻並に終戦処理費日本銀行立替払を考慮した予算に対応する財政資金としては左の通り第一四半期百二十九億円、第二四半期九十一億円、第三四半期七十六億円計二百九十六億円の

昭和二十年八月より昭和二十一年十二月に至る我国經濟事情

赤字(第二表註(3)参照)となる。

	第一四半期	第二四半期	第三四半期	計
政府資金収支(-)超	百四十三	六十七	八十五	二百九十五
預金部関係収支△超	四、四三三	三、一八九	三、三三三	九、六六六
財政資金収支(-)超	(-)三、九三〇	(-)九、〇八三	(-)七、五五八	(-)二〇、五七一
更に此の間に於ける主要現金収支を国庫局資料によつて概括すれば左の通りである。				

	第一四半期	第二四半期	第三四半期	計
租 税 収 入	百四十二	三〇七	六四三	一、〇九二
租 税 外 収 入	五三	一、八六一	二、六六五	五、〇五六
財産税等収入	—	—	一四	一四
俸給及諸費	五、三六六	三、四四七	五、六七四	一四、一八七
補助及奨励費	四、八六三	一、九〇六	二、九九九	九、七七七
国債及利子	七九九	九〇三	七七七	二、四七九
帝國鉄道會計	(-)六二〇	(-)一、五五五	(-)二、六六六	(-)四、八四一
通信事業會計	(-)三三三	(-)一、九一	(-)一、五	(-)五、三九
食糧管理會計	(-)一、九三三	(-)一、八四	三、〇一七	九一
専売局益金	五三	一、六三三	一、六三三	三、八〇
貿易資金勘定	八	(-)五三	(-)一、四八二	(-)一、九〇七

本年度初、制限された特殊の管理貿易ながら、貿易が再開され之が収支尻は右に掲げた貿易資金勘定の動きに見られる如く漸次赤字を増加しつつあり、鉄道會計赤字累増の傾向と共に注目に値する。尚財産税徴収の影響は当期に於ては未だあらわれおらず、財産税等収入金會計一億四角の収入は戦時補償特別税の現金収入を示す。

次に上記財政資金赤字二百九十六億円の補填は、政府当座預金引出四十七億円の他、日本銀行の終戦処理費純立替払額六十七億円(当期立替総額から返済金を差引く)大藏省証券発行超過百四十億円(預金部引受発行分を除く)国債発行超過百六億円、政府貸上金二十三億円等日本銀行よりの調達資金三百三十六億円、合計三百八十二億円の資金によつて行われ、残額は日本銀行への食糧証券償還(交付糧券発行、同民間償還分を除く)五十七億円等に充當せられた計算となる。(高田)

【第一表】 昭和二十年度中臨時軍事費撤布超過狀況

年	月	二十年	五月	六月	七月	計	八月	九月	十月	十一月	十二月	二十一年	一月	二月	三月	二十一年	三月	二十一年	四月	五月	六月	
臨時軍事費撤布超過額		三、七八	一、七五	三、九一	二、七七	一〇、一〇三	四、八六	一四、七三	三、四八	三、六七	七、五九	六	一、二七	六	二、七五	三、五七	三、七六					
計																						

(註) (1) 国庫局「政府資金移動概況」による (2) 支出額より僅少の受入額を差引いたものを示す

(單位 百万円)

【第二表】 自昭和二十年八月 至昭和二十一年十二月 政府資金収支状況

年	月	二十年	九月	十月	十一月	十二月	二十一年	一月	二月	三月	二十一年	四月	五月	六月
収	入	四、六五八	一八、一九九	六、三九九	六、〇三三	四、一七四	四、四六〇	七、四六四	二八、九三三	八〇、三三〇	五、二八二	五、二五三	三、八〇七	
支	出	八、三六七	二四、七八六	八、七三七	二、五三三	五、五〇二	四、六二〇	五、八六六	一三、〇四七	八三、四四六	一〇、一三三	一、一五三	三、二八八	
差引政府資金収支(-)超過		(-) 三、七〇九	(-) 六、五八七	(-) 二、三四八	(-) 五、四九九	(-) 一、三二七	(-) 一、一五〇	(-) 一、五九八	(-) 五、九一四	(-) 二、〇一六	(-) 四、九三三	(-) 六、九〇二	(-) 二、四八二	
預金部関係収支(A)超過		(-) 一、五七	二、〇四七	八、七三	六、四六	七、九	七、七五	五、七五五	九、四四二	二〇、一〇九	二、六六九	七、四四	七、九	
差引財政資金収支(-)超過		(-) 三、五五二	(-) 九、四四	(-) 三、五九四	(-) 六、二三七	(-) 二、九三三	(-) 一、一〇九	(-) 四、五〇三	(-) 六、〇八	(-) 二、四〇六	(-) 三、〇五六	(-) 六、九〇三	(-) 二、九六三	
年	月	二十年	九月	十月	十一月	十二月	二十一年	一月	二月	三月	二十一年	四月	五月	六月
一四半期計														
三一年度第														
三四半期計														
三一年度第														
三四半期計														

(單位 百万円)

(注) (1) 国庫局「政府資金移動概況」による、其の後の修正を参照した。  
 (2) 二十一年四月以降の「預金部関係収支」は右資料中「預金部収支内訳」により、それ以前は郵便局資金収支を掲記した。  
 (3) 当期間に於ける予算に対応する財政資金としては正確に言えは本表調整項目の他、更に交付食糧証券発行額及短期証券民間償還額を考慮すべきであろう。之を加えて調整すれば財政資金支出超過は左の通りとなる。

年	月	二十年	三月	二十一年	四月	十二月
木	表	掲	記	分		
交付食糧証券発行額	(+)	二四、六二六	百	二九、五八七	百	四
短期証券民間償還額	(-)	三、〇〇七	タ	一三、四一三	タ	タ
計		二一、六一九	タ	一六、一七四	タ	タ

## 七、金 融

終戦後軍需産業会社は尨大な徴用工員の解職手当資金を要し、又其の後に於ても何等為す所なき過剰労働者等に支払うべき居餘い資金を要したが、之を金融機関よりの融資に仰いだ為全国銀行の貸出は八月三十五億円九月八十七億円十月二十七億円十一月四十一億円と増大し、終戦直後より翌年三月の金融非常措置実施迄の貸出増加額は三百五十億円に達した。之等貸出の内には戦争保険金見返り貸出も含まれているが一部はインフレーションを見越しての資材ストック資金に充当せられたことも見逃せない。之が為金融緊急措置令第六條が発動せられ日本銀行を除く各金融機関は昭和二十一年三月二十日現在に於ける貸出の総額を超えて資金を融通することを原則として禁止せられ、之によつて市中金融機関の貸出急増傾向は抑制せられた。その後六月二十一日事業会社が所要事業資金を封鎖預金から引出すことが禁ぜられ、事業資金は原則として金融機関よりの融資によることとせられ、更に八月金融緊急措置令の改正により法人預金の大半が第二封鎖預金として凍結せられてからは事業資金の大部分が金融機関よりの貸出に依存することとなつた。之が為前述の融資制限は撤廃せられ、金融機関の貸出は再び増勢に転じ全国銀行の貸出増加額は、九月以降十二月迄に戦争保険金貸出を除き二百五十九億円に上つた。

又一般金融機関の融資対象たり得ざる基礎産業の要要資金を供給すべき金融機関を設立すべく、昭和二十一年十月七日復興金融庫法が公布せられたが、同金庫設立迄の過渡的措置として既に同年八月より日本興業銀行に復興金融勘定を設け、日本銀行よりの借入によつて資金を調達し融資を開始した。その貸付額は逐月増加し、八月より十二月迄の貸付額は三十四億円に上つた。

以上の如き産業資金を賄うべき国民貯蓄の成績は後述の如く芳しからず、市中金融機関は貸付資金の大半を日本銀行の貸出に依存した。日本銀行に於ては終戦後の事態に即応し軍需手形優遇を廃止し、商業手形の優遇を計り更にスタンブ手形、貿易手形制度を創設したが、商業手形割引貸出は振わず、日本銀行の貸付金は国債並に手形担保貸付を中心に終戦後昭和二十一年十二月迄に二百六十八億円

昭和二十年八月より昭和二十一年十二月に至る我国経済事情

の増加を来たした。之を同期間中に於ける市中銀行並に農林中央金庫の貸出増加額と対比するに三十二%に當つてゐる。次に金融の源泉とも稱すべき国民貯蓄の成績は財政資金の対民間撤布超過額並に産業資金貸出が巨額に達せるに拘らず、芳しからぬ状態であつた。即ち終戦当時の国民貯蓄残高は一千七百七十億円に達し、全銀行預金のみにしても一千百十九億円に達していたが、終戦直後民心の動揺により大量の引出しが行われ、次いで十一月生鮮食料品の統制撤廃を直接の動因とする生活費の急騰、並にその頃から新聞紙上に論議せられ始めた財産税を回避する為の換物運動の二つを原因として多額の引出が起り、更に十二月末より翌年初頭にかけて各新聞こぞつて預金引出制限、新券引換の断行を主張した結果、預金引出の激化を見るに至つた。之が為昭和二十一年二月十六日金融緊急措置令、日本銀行券預入令等一連の緊急勅令が公布され、即日実施された。原本のまま、発表は十六日であるが、公布および施行は十七日、之により全金融機関の預貯金支払は二月十七日現在を以て一応停止され、爾後は一定の範囲内に於てのみ現金支払並に封鎖支払が認められることとなつた。又日本銀行券預入令により三月三日以降五円券以上の既発日本銀行券は強制通用力を失ひ、三月七日迄に金融機関に預入せしめられたが、之により生じた預金は二月十七日以前の預金と同様の取扱ひを受けることとなつた。而してこの日本銀行券預入令により人為的に増加せる預貯金は銀行預金二百九十二億円、郵便貯金百十億円、農業会貯金八十九億円其他を合計して約五百億円に達し、日本銀行券発行高は急速なる収縮を來した。然し乍ら其の後の動向を見るに封鎖預金よりの現金支払は法定限度一杯まで行われ、三月以降八月迄の引出額累計は約五百七十八億円に達した。尤も一方に於て、政府の封鎖支払、又は金融機関の封鎖貸付による新規預入もあつて封鎖預金残高は左程減少しなかつた。其の後昭和二十一年八月十一日金融緊急措置令施行規則が改正され、封鎖預金は第一と第二封鎖預金の二種に区分せられ、又同月十五日金融機関再整備の前提措置としての金融機関経理応急措置法が公布せられ、金融機関の資産、負債は八月十一日現在を以て新旧両勘定に分離せられることとなり、第二封鎖預金は旧勘定に繰入れられて金融機関の整理完了迄払出は禁止せられた。

其の後第一封鎖預金の現金引出しは多額に上つたが、十一月特殊預金の大部分が第一封鎖預金へ振替えられた関係から残高は却つて増加した。

次に二十一年三月預金封鎖後の一般自由預金の増加状況を見るに同年四月より十二月迄の全国銀行の増加額は僅か二百七十億円に過ぎず、斯くの如き遅々たる有様では産業資金並に財政資金を賄うと云ふことは及ぶべくもない。こゝに於て十一月三日議會並に日本銀行を中心として通貨安定対策本部が設置され、十一月以降翌二十二年三月迄の貯蓄目標額を五百六億円と定め、強力なる救国貯蓄運動が展開された。之により預金の増加も稍好転したが増加預金の大半は浮動性の

もので定期預金は増加預金の五割にも満たない状況であつた。  
次に金利の状況を見るに資金逼迫甚しきに加え、金融機関の経費もインフレーションの進行に伴い膨脹傾向著るしく、之が為戦時中日歩一銭二厘ペースであつた市中銀行の貸出金利は漸次騰貴して二十一年末には日歩一銭七、八厘中心となり、地方に於ては日歩三銭と云う高利のものも散見せられるに至つた。この間日本銀行に於ては二十年十一月一日軍需手形担保貸付の歩合を従来の日歩九厘より日歩一銭に引上げ、軍需手形の優遇を廃止したが、更に二十一年十月公定歩合一厘引上げを実施した。(安斎)

国債発行高償還高及引受先、償還先別内訳

(單位 百万円)

年 月	発行高	引受先別内訳				償還高	償還先別内訳				月末現在高
		日本銀行	預金部	其他	其他		日本銀行	預金部	其他	其他	
昭和二十年八月	四、〇七五	三、〇五五	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、一八、三七五	
九月	五、〇一〇	三、五〇〇	一、五〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、二二、三八六	
十月	七、〇三〇	五、五二九	一、五〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、三〇、四一六	
十一月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、三〇、四一六	
十二月	三〇〇	三〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、三〇、七四七	
昭和二十一年一月	三〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、三〇、七四七	
二月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、三〇、七四七	
三月	一〇、三七九	〇	五、〇五九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、四〇、八一	
四月	二、八五一	〇	二、八五一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、四三、六六二	
五月	一、八一三	〇	一、八一三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、四三、六六二	
六月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、四三、六六二	
七月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、四三、六六二	
八月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、四三、六六二	
九月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、四三、六六二	
十月	八五〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、四三、六六二	
十一月	五、〇六〇	八五〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、四三、六六二	
十二月	〇	五、〇六〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、四三、六六二	

(註) 引受先別内訳欄の其他には交付分を含む。

大蔵省証券発行高償還高及引受先償還先別内訳

(単位 百万円)

年	月	発行高	引受先別内訳			償還高	償還先別内訳			月末現在高
			日本銀行	預金部	其他		日本銀行	預金部	其他	
昭和二十年	八月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
昭和二十年	九月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
昭和二十年	十月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
昭和二十年	十一月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
昭和二十年	十二月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
昭和二十一年	一月	五〇	〇	五〇	〇	五〇	〇	五〇	五〇	
昭和二十一年	二月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
昭和二十一年	三月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
昭和二十一年	四月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
昭和二十一年	五月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
昭和二十一年	六月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
昭和二十一年	七月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
昭和二十一年	八月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
昭和二十一年	九月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
昭和二十一年	十月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
昭和二十一年	十一月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
昭和二十一年	十二月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	

食糧証券発行高償還高及引受先償還先別内訳

(単位 百万円)

年	月	発行高	引受先別内訳			償還高	償還先別内訳			月末現在高
			日本銀行	預金部	其他		日本銀行	預金部	其他	
昭和二十年	八月	一、四六七	一、四五〇	〇	一七	一、五〇〇	六五〇	一〇〇	一、九六七	
昭和二十年	九月	六一八	四三〇	〇	一八八	七〇五	二六	一七八	一、八八〇	
昭和二十年	十月	一、五二五	一、三二五	〇	二〇〇	一、四五〇	〇	一〇〇	一、九五五	
昭和二十年	十一月	一、三三八	八五〇	〇	四八八	一、〇九七	一九	六四七	二、一九六	
昭和二十年	十二月	一、〇二八	一、〇二〇	〇	八	一、三二五	一、三二五	〇	一、九〇〇	

昭和二十年八月より昭和二十一年十二月に至る我國經濟事情

日本銀行特別經濟月報

昭和二十一年一月	月 末 残 高				月 中 増 減 (a)				計
	自由預金	内一般者	封鎖預金	特殊預金	自由預金	内一般者	封鎖預金	特殊預金	
一月	一、七一〇	一、一六五	〇	五四五	一、四二六	一三一	八五〇	四四四	二、一八五
二月	一、五九八	七二〇	〇	八八八	一、〇二〇	〇	一、〇二〇	〇	二、七六三
三月	二、九八三	二、三二〇	〇	六七三	二、七二六	二三	一、一六五	一、五三八	三、〇二〇
四月	八七七	九〇	〇	七八七	七二〇	〇	七二〇	〇	三、一八七
五月	六、四三一	四、四二〇	〇	二、〇一一	五、一〇九	一、八一〇	一、六二〇	一、六七八	四、五一〇
六月	一、六六二	一、二八〇	〇	三八二	二、三〇〇	七〇〇	一、六〇〇	〇	三、八七二
七月	四、五三七	三、二一〇	〇	一、三二七	三、九一九	二、八〇三	一、一〇〇	一、一六	四、四九〇
八月	一、三三五	一、〇八〇	〇	二五五	一、二八〇	八六〇	三〇〇	一、二〇	四、五四五
九月	三、三〇四	二、六五〇	〇	六五四	四、一一九	三、一八五	〇	九三四	三、七三〇
十月	二、〇六七	六五〇	〇	一、四一七	三、七三〇	二、七七〇	九〇〇	六〇	二、〇六七
十一月	四、八二〇	三、〇〇〇	〇	一、八二〇	六、八八七	五、二七三	四〇〇	一、二一四	四、七六〇
十二月	四、七六〇	〇	〇	四、七六〇	〇	〇	〇	〇	〇

(註) 何れも交付分借換分の合計を示す。

全国銀行預金

(單位) 百万円

昭和二十一年一月	月 末 残 高				月 中 増 減 (a)				計
	自由預金	内一般者	封鎖預金	特殊預金	自由預金	内一般者	封鎖預金	特殊預金	
一月	三、七三九	九三、〇〇四	九三、二二〇	一九、〇二五	二、四九三	二、四八九	〇	三、九三三	六、四二〇
二月	九、六六六	九七、〇〇四	九三、二二〇	二二、七〇三	三三、〇八九	五、六四八	〇	三、四九六	九、一四六
三月	九、七、〇〇四	九六、一五二	九三、二二〇	二五、三三三	三三、三三五	一、三六二	〇	二、五九六	一、一四六
四月	九、六、六二五	九六、一五二	九三、二二〇	二六、五二五	三三、七〇七	八二	〇	一、二八四	四七三
五月	九、六、六二五	九六、一五二	九三、二二〇	二六、八三三	二九、八〇五	三、三三〇	〇	三〇八	二、九三三
六月	九、六、六二五	九六、一五二	九三、二二〇	二六、八三三	二八、四七五	一、三六七	〇	三七	一、三三〇
七月	九、六、六二五	九六、一五二	九三、二二〇	二六、八三三	二八、四七五	四、二六一	〇	三七	四、二〇八
八月	九、六、六二五	九六、一五二	九三、二二〇	二六、八三三	二八、四七五	〇	〇	三七	四、二〇八
九月	九、六、六二五	九六、一五二	九三、二二〇	二六、八三三	二八、四七五	〇	〇	三七	四、二〇八
十月	九、六、六二五	九六、一五二	九三、二二〇	二六、八三三	二八、四七五	〇	〇	三七	四、二〇八
十一月	九、六、六二五	九六、一五二	九三、二二〇	二六、八三三	二八、四七五	〇	〇	三七	四、二〇八
十二月	九、六、六二五	九六、一五二	九三、二二〇	二六、八三三	二八、四七五	〇	〇	三七	四、二〇八

年 月	月 末 残			計	月 中 増 加			計
	新 勘 定	旧 勘 定	残		新 勘 定	旧 勘 定	定	
昭和二十年八月	二、九四三	一、四七八	五、三三三	二、九四三	二、〇四五	七、六二一	△ 六、三三三	九、九
九月	三、八三〇	一、五八一	六、〇九四	三、八三〇	三、九三三	△ 七、六二一	△ 六、三三三	九、九
十月	三、〇、二二六	二、〇、〇三三	六、二、八六三	三、五、七九九	四、六〇三	△ 一、八七八	△ 一、四五二	九、九
十一月	三、八四六	三、三三七	七、二、一九七	二、九、七九七	三、三三三	△ 一、〇、三三三	△ 八、五	九、九
十二月	三、七四九	二、九七四	八、二、五〇六	一、六、七二	五、六七七	△ 九、三〇九	△ 八、四	九、九

全国銀行貸出

(単位 百万円)

年 月	月 末 残			計	月 中 増 加			計
	新 勘 定	旧 勘 定	残		新 勘 定	旧 勘 定	定	
昭和二十年八月	七四、六一六	八三、三四一	七四、六一六	三、五三一	八、七二五	△ 三、五三一	△ 三、五三一	三、五三一
九月	八三、三四一	八六、一〇八	八三、三四一	八、七二五	二、七六七	△ 二、七六七	△ 二、七六七	八、七二五
十月	八六、一〇八	九〇、二九三	八六、一〇八	九〇、二九三	四、一八五	△ 七、一六九	△ 四、一八五	九〇、二九三
十一月	九〇、二九三	九七、四六二	九〇、二九三	九七、四六二	七、一六九	△ 六、一二九	△ 一、三九二	九七、四六二
昭和二十一年一月	一〇三、五九一	一〇五、九八三	一〇三、五九一	一〇五、九八三	一、三九二	△ 一、〇五	△ 一、〇五	一〇五、九八三
二月	一〇五、九八三	一〇六、〇八八	一〇五、九八三	一〇六、〇八八	一、三九二	△ 一、三九二	△ 一、三九二	一〇六、〇八八
三月	一〇六、〇八八	一〇七、四二九	一〇六、〇八八	一〇七、四二九	一、三九二	△ 一、三九二	△ 一、三九二	一〇七、四二九
四月	一〇七、四二九	一〇八、九三三	一〇七、四二九	一〇八、九三三	一、三九二	△ 一、三九二	△ 一、三九二	一〇八、九三三
五月	一〇八、九三三	一一一、八八一	一〇八、九三三	一一一、八八一	三、九四八	△ 三、九四八	△ 三、九四八	一一一、八八一
六月	一一一、八八一	一一六、四二一	一一一、八八一	一一六、四二一	三、九四八	△ 三、九四八	△ 三、九四八	一一六、四二一
七月	一一六、四二一	一二一、八八一	一一六、四二一	一二一、八八一	三、九四八	△ 三、九四八	△ 三、九四八	一二一、八八一
八月	一二一、八八一	一二六、四二一	一二一、八八一	一二六、四二一	三、九四八	△ 三、九四八	△ 三、九四八	一二六、四二一
九月	一二六、四二一	一三〇、〇七八	一二六、四二一	一三〇、〇七八	三、九四八	△ 三、九四八	△ 三、九四八	一三〇、〇七八
十月	一三〇、〇七八	一三三、七六一	一三〇、〇七八	一三三、七六一	三、九四八	△ 三、九四八	△ 三、九四八	一三三、七六一
十一月	一三三、七六一	一三七、四〇六	一三三、七六一	一三七、四〇六	三、九四八	△ 三、九四八	△ 三、九四八	一三七、四〇六
十二月	一三七、四〇六	一四一、〇五二	一三七、四〇六	一四一、〇五二	三、九四八	△ 三、九四八	△ 三、九四八	一四一、〇五二

八、通 貨

終戦当日たる昭和二十年八月十五日三百二億円であつた日本銀行券発行高は僅々半ヶ月の間に百二十一億円を増加し、月末には四百二十三億円に達した。其

の後九月には八億円の収縮を示したものの、十月に入るや再び上昇の途を辿り、月中増発高も十月十七億円、十一月四十五億円、十二月七十六億円と漸増し、年末発行高は五百五十四億円に達した。かく日本銀行券発行高が急増を示す

昭和二十年八月より昭和二十一年十二月に至る我国経済事情



ほし、關物価は年末より年初にかけて急騰した。之に加ふるに預金封鎖財産税実施の見越しによる換物人気が物価騰貴を促進し、本行調査による昭和二十年九月基準の東京實際物価消費財指数は十二月一二五、一月一七一、二月一九三と続騰した。かゝる公定、關物価の急騰により一般倅給生活者の家計維持は極めて困難となり、賃銀値上げ争議の続発を見た。総理庁統計局調査による全国男子工業労務者一人一日当り賃銀は昭和二十年九月を基準として十二月一三六、二十一年一月一九二、二月二五七と急激に上昇し賃銀問題は急速に組織化せられた労働組合を背景として戦後インフレーションの重要な要素として登場するに至つた。

以上の如き戦後の諸施策は生産意慾の刺戟と価格改正による物価安定を期待した政府の意向とは反して、インフレーションを加速度的に促進させた。よつて政府はインフレーション抑圧と物価統制の再確立を必要として、二月十六日経済緊急対策の一環として通貨金融非常措置を発表し、旧円封鎖と五百円生活により購買力の増加を抑え、更に三月二日物価統制令を施行し統制を再強化すると共に、新物価体系を作成した。新物価体系は各物価を合理的水準に於て均衡さす目的を以て、石当り生産者価格三百円、売渡価格二百五十円の米穀価格、應当り生産者価格二百五十円、売渡価格百五十円の石炭価格を基準として月額五百円の標準家計費を設定し、それによつて主要食品及び重要基礎資材の諸価格を決定したものである。本行調査による卸売物価指数は当物価体系の実施により前月に比して三月六一・三%、四月二一・三%と大幅に騰貴し公定価格は終戦時の四・五倍及び五倍の水準となつた。此れに反して新円五百円生活の実施に伴う大衆購買力の

減退は前年末以降急騰せる關物価の騰勢を抑えた。前述せる本行調査東京關物価指数消費財によれば、二月一九三、三月一八七、四月一六六と二月に比し各三・二%、一三・五%と低落状況を示し、五、六月と食糧不足にともない一時反騰の傾向を見たが、之も輸入食糧の放出によつて、七、八、九月と關物価は引続き下落し昭和二十一年十一月には同年二月に比して僅か一%の微騰を見たに過ぎない。一方公定価格による卸売、小売物価指数は同じく十一月迄に各二〇・九%、二二四・五%と暴騰し、従つて關物価の公定価格に対する倍率も二十一年二月四二倍、六月二二倍、十一月九倍と接近した。経済緊急対策実施以来かゝる關物価の変態安定も人為的に収縮した銀行券が元に回復するに従つて漸騰の氣配を見せ、十二月に入り日銀券の急激な増発によつて再び騰勢に転じた。

次に新物価体系の効果を見るに主要食料配給の不円滑並に五百円生活の不合理性更に財政面よりするインフレーションの進展によつて施行後數ヶ月を出ずして破綻を示して来た。即ち一度統制撤廃によつて販売せられた生鮮食料品は八月一日の再統制によつても充分な供給を得られず又關物価の安定にも拘らず公定価格の大幅な引上げは一般家計費を膨脹させ五百円生活の維持は全く困難となつた。事實政府は十一月一日米価改定を実施し更に石炭価格調整補給金の増額並に鉄道運賃値上げ発表等、新物価体系の放棄を自ら認め早やくも物価水準の改定の問題が論議せられるに至り此れ等の状況下に賃銀も亦騰勢を続けた。就中組織化せられた有力労働組合は五百円生活の枠を撤廃すべく最低賃銀制による賃銀値上げ要求を随所に展開し争議も次第に政治性を持つに至つた。(津村)

東京卸売物価指数及東京小売物価指数  
(卸売物価指数は加重算術平均  
小売物価指数は単純算術平均)

年 月	平 均 年	平 均 年	七 十 年	八 月	九 月	十 月	十 一 月	十 二 月	平 均 年	二 十 一 年	二 月
東京卸売物価指数 (昭和八年=100)	1131.1	1180.4	1111.6	1100.6	1146.6	1150.4	1177.0	1194.9	1130.8	1167.6	1174.6
東京小売物価指数 (大正三年七月=100)	1141.1	1161.9	1151.5	1175.1	1177.7	1183.9	1188.5	1195.9	1171.4	11057.1	11176.9

年 月	二十一年三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	二十一年平均
東京卸売物価指数	一、一八四・五	一、四七二・二	一、四九四・四	一、五元・二	一、七三三・七	一、八三三・〇	二、〇〇六・七	二、〇〇三・五	二、三三五・五	二、三三〇・三	一、五九八・八
東京小売物価指数	一、八五・五	二、四七三・三	二、七六一・四	三、一五五・九	三、二九一・八	三、三九七・七	三、四三三・五	三、八五四・五	四、〇二六・九	四、三三三・一	三、八九四・六

東京開物価指数 (何れも単純算術平均)

年 月	二十年九月	十月	十一月	十二月	二十一年一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
消費財	一〇〇	九二	一一一	一二五	一七二	一九三	一八七	一六六	一七七	一八七	一八三	一六九	一六三	一七二	一九五	二二九
生産財												一〇〇	一〇五	一〇九	一二一	一三七

男子賃銀日額及指数 (全国工業労働者一人一日当り額)

年 月	二十年九月	十月	十一月	十二月	二十一年一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
日額	五・六	五・三九	五・六二	七・六六	七・七九	一四・四四	一七・七三	一九・八二	二二・二	二二・三〇	二五・〇〇	二六・四三	二八・四四	二九・九二	三三・三六	三七・四
指数	(100)	(九八)	(100)	(130)	(129)	(240)	(266)	(329)	(376)	(376)	(445)	(470)	(506)	(533)	(594)	(663)

\* 東京卸売物価指数及東京小売物価指数は昭和二十三年二月修正の新指数による。  
\* 賃銀統計は総理府統計局調による。

## 昭和二十二年一月

- 一、概況
- 二、産業
- 三、電力、輸送
- 四、食糧
- 五、貿易
- 六、財政
- 七、金融
- 八、通貨
- 九、物価
- 十、労働争議

### 一、概況

終戦以来既に一年五ヶ月を閲したが、此の間我国は荒廃と混乱の裡より脱却すべく絶えざる努力を試みて来た。殊に昨年末より此の努力が一段と強められたことは否めない。即ちインフレーション防止の爲めの救国貯蓄運動の展開、産業、金融両面に亘る超重点主義の強行、労資の協力を基調とせる経済復興会議の開催等何れも我國の再建への遅しき努力を示すものに外ならない。然し乍ら是等の努力にも拘らず日本経済の再建は遅々として抄らざるのみか、財政赤字に基因する止めどもなき通貨増発は基礎資材の枯渇に伴う縮小再生産の顕現と相俟ちインフレーションを愈々悪化せしめている。所謂三月危機説が其の儘容認せらるべきものに非ざること云々迄もないが、本月中に於ける経済各部門の状況を分析するに、事態は遺憾乍ら樂觀を許さざるものが認められる。